

令和 7 年

第 6 回農業委員会総会議事録

令和 7 年 6 月 6 日（金）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射 水 市 農 業 委 員 会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事（議案第1号から第3号）
日程第4 報告（報告第1号から第3号）

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員（22人）

1 番	白山	一男	4 番	土佐	好廣
5 番	木下	栄作	6 番	川腰	康子
7 番	山本	康雄	8 番	田邊	秀男
9 番	樋上	豊	10 番	島倉	忠悦
11 番	長谷	吉宗	12 番	長谷川	達夫
14 番	堀	正	15 番	表	隆夫
16 番	齊田	博美	17 番	松井	正
18 番	明石	茂	19 番	末永	久義
20 番	炭谷	一三	21 番	坂井	吉三郎
22 番	瀧田	秀成	23 番	高越	博
24 番	山崎	善夫	25 番	北田	幹夫

欠 席 委 員（3人）

2 番	高原	和重	3 番	林	康弘
13 番	高橋	彰			

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

- 第3 議案第 1 号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

- 第4 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について
報告第 2 号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第 3 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

副主幹 清水 知昭

主 事 新保 有紗

主 査 矢野 貴之

射水市農林水産課

主 任 浅木 恵美

会議の概要

開会時刻 午後2時00分

議長（堀会長）

ただいまから、令和7年第6回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことを
お知らせします。

これより本日の会議を開きます。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長に
おいて「11番 長谷委員」「12番 長谷川委員」を指名いたします。

— 会 期 の 決 定 —

議長（堀会長）

次に、日程第２の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日１日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日１日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長（堀会長）

次に、日程第３ 議事についてお諮りいたします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第１号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第１号 農地法第４条の規定による許可申請についてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、地域の委員の意見に移ります。
議案第２号の申請番号３番について、長谷川委員から説明をお願いします。

長谷川委員

議案第１号の申請番号３番について説明します。

現在、申請地Ａには住宅、申請地Ｂには農業用倉庫が建っている状態です。
おそらく、昭和４０年前半に〇〇地区での土地改良事業の実施により、生家の一部を水路にし、売却することが決定したため移転を余儀なくされ、昭和４４年頃に〇〇氏の父である〇〇氏が、申請地に住宅及び農業用倉庫の建築を行ってしまったものと考えられます。

しかし、〇〇氏は既に亡くなっており、当時の無断転用に至った経緯の詳細は不明ですが、昭和５８年に父から相続した時点で是正を行わなかったことや既に４０年以上経過していることなど、関係者一同が農地法等に対する理解と認識が足りなかったことを深く反省しており、早急に是正すべきと今回の申請に至ったものです。

申請者である〇〇氏は現在一人暮らしで、高齢なため入院することも時々ありますが、その際には〇〇氏の娘が住宅の管理を行っている状態です。そ

うした中でも、〇〇氏自身は支障がない範囲で農業に携わりたいと強く考えており、現存の住宅及び農業用倉庫の必要性が非常に高く、代替可能性はないと思われます。

これまで同様に、是正後も周辺農地に被害を及ぼさないことや無断転用に十分留意することを誓約しており、あわせて地元関係者からも同意を得られていますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

議案第1号の申請番号4番について、高越委員から説明をお願いします。

高越委員

議案第1号の申請番号4番について説明します。

今回の申請地は、道路から宅地への通路や庭として使用されております。このたび申請者が、母の住む〇〇地内の生家に妻とともに居住するにあたり調査したところ、敷地内に宅地及び農地の存在が判明しました。

おそらく、50年以上前に父〇〇氏が道路の拡幅により面積が小さくなった道路に面した農地を出入り口として使用し、防犯のためにブロック塀を施し宅地部分と一体的に使用してしまったと考えられます。しかし、当時の状況を把握している父〇〇氏は平成29年に亡くなっているため詳細については不明です。

申請者自身、長年生活してきたことから過去に転用許可を取っているものと思い込み、加えて農地との認識がなかったとは言え、農地法等に対する理解と認識が足らず、無断転用したことを関係者一同深く反省し、これを機に是正したい考えから今回の申請に至りました。

今後も関係者一同は、申請地を経由しないと住宅に入ることができないこと、ブロック塀も防犯のために必要であり、代替可能性はない状況です。これまで同様に周辺には被害を及ぼさないことを誓約しており、あわせて地元関係者からも同意を得られていますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

議案第2号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。
原案どおり承認することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって議案第1号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— （議案第2号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の申請番号8番について、北田委員から説明をお願いします。

北田委員

議案第2号の申請番号8番について説明します。

申請者である譲受人は、富山市の賃貸にて夫婦と子の3人で生活していましたが、昨年の子の出産を機に、育児に手がかかることから、夫を富山市のアパートに残して譲受人、子、父、祖母の4人で生活しています。

この先、子供の成長とともに、現在の住居では手狭になることもあって、今回の申請地で住宅を取得する計画に至りました。

なお、譲受人夫婦は共働きであり、譲受人の父や祖母の協力を得ながら子育てをしたいと考えており、また、繁農期には祖母とともに父の農作業を手伝っていることから、譲受人の実家周辺で検討を重ねた結果、譲受人の父が所有する農地において、利用計画相当分の面積で土地を分筆した上で住宅を建築するものです。

住宅建築においては、擁壁等を設置した上で周辺農地に土砂が流出しないことや近辺の農地への影響に細心の注意を払う旨を誓約していることに加え、地元関係者からも同意を得ていますので慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号9番、10番について、坂井委員から説明をお願いします。

坂井委員

議案第2号の申請番号9番について説明します。

申請者である譲受人は、現在、富山市内の賃貸にて夫婦2人で生活しています。この先、子供が生まれる予定であり、現在の住居では子育ての面で手狭になることに加え、人生設計の上で以前から住宅建築について検討してきたこともあって、今回の申請地で住宅を取得する計画に至りました。

また、夫の〇〇氏は〇〇地区に勤務しています。今回の申請地は、勤務地へのアクセスが良好な〇〇線に近く、冬季の積雪時などの通勤にも支障が少ないと考えており、加えて〇〇地区の多様な公共施設の充実さから、子育てや教育環境面において魅力を感じており、商業施設も申請地から近いことなどから、〇〇地区で住居を構えることが適当であると判断したものです。

なお、住宅の建築においては、擁壁を設置した上で周辺農地に土砂等が流出しない旨や雨水排水についても隣接地に被害が及ばないことを誓約しており、地元関係者からは同意を得ていますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

続きまして、議案第2号の申請番号10番について説明します。

申請者である譲受人は、現在、富山市内の賃貸にて妻と子の3人で生活しています。この先、2人目の子が生まれる予定もあり、現在の住居では子育ての面で手狭になることに加え、夫の〇〇氏の実家のある〇〇地区に住む祖母に子育ての協力を仰ぎながら、将来的な祖母の介護にも対応できるよう、〇〇地区及びその周辺において住宅を建築する計画に至りました。

なお、申請地は、〇〇地区にある〇〇氏の実家から半径300メートル以内に位置し、住宅を建築することが最適であると判断したものです。

また、住宅の建築においては、擁壁を設置した上で周辺農地に土砂等が流出しない旨や雨水排水についても隣接地に被害が及ばないことを誓約しており、地元関係者からは同意を得ていますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

樋上委員

申請番号9番、10番は初めての申請ですか。

事務局（矢野）

4月にも同じ地区で1件申請がありました。4月に1件、今回2件の計3件です。

樋上委員

3つの区画になったということですか。

事務局（矢野）

そうです。

樋上委員

以前から開発していると見受けられる。

事務局（矢野）

申請地の一部が過去に開発の申請が出ており、今回の申請のために開発の申請をし直したと聞いている。

議長（堀会長）

他に質疑ありませんか。

議長（堀会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。

議案第2号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。

原案どおり承認することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって議案第2号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— （議案第3号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第3号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（浅木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。
議案第３号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。
議案第３号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について
を原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。
よって議案第３号については、原案どおり決定することに可決されました。

— 報 告 —

議長（堀会長）

次に日程第４ 報告です。

— （報告第１号の説明） —

議長（堀会長）

次に、報告第１号 農地法第１８条第６項の規定による通知等について議題といたします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

高越委員

申請番号７３番、７４番はともに〇〇地区の田だが、関連性はないのか。

事務局（矢野）

関連性はない。たまたま弁護士が選任された農地が続いた。〇〇営農に所有権が移ると聞いているので、2件合わせてこのタイミングで出されたと考えられる。

議長（堀会長）

これにて質疑を終結いたします。
各案件について、ご了知をお願いいたします。

— （報告第2号の説明） —

議長（堀会長）

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件についてご了知をお願いいたします。

— （報告第3号の説明） —

議長（堀会長）

報告第3号 農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって令和7年第6回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時46分

議 長

署名委員

署名委員